



名護市地域ネットワーク会議について(沖縄県名護市の取り組み)

地域ネットワーク会議

地域の高齢者に関する課題の探索、整理、解決に向けて参加者相互の連携による方向性の確認、自助、互助、共助、公助それぞれの役割を図り、高齢者が安心して暮らせる「地域包括ケア」の実現を目指す。

参加者（平成24年度参加者数：述べ256名 平成24年度開催回数：3回）

市内社会福祉法人・市内医療機関・沖縄県北部福祉保健所・社会福祉士会・市内介護保険サービス事業所・名護市地域包括支援センター・名護市在宅介護支援センター・名護警察署・名護市消防本部・名護市・名護市民生委員・児童委員協議会・名護市区長会・市内各区福祉推進委員会 . . . 等

議題の一例

- 市内社会福祉法人、A区 合同避難訓練の報告
- 台風災害時における対応、連携について





(沖縄県)

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

① 区町村名	名護市
② 人口（※1）	61,542人（平成24年10月1日現在）（ ）
③ 高齢化率（※1） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上高齢化率：17.1%（10,535人）（ ） 75歳以上高齢化率：9.2%（5,672人）
① 取組の概要	地域の高齢者に関する課題の探索、整理、解決に向けて、会員相互の連携による方向性の確認や自助、互助、共助、公助それぞれの役割分担を図り、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアの実現を目指す。
⑤ 取組の特徴	地域の高齢者を支援する自助、互助、共助、公助に関わる会員が一堂に会し、一つのテーマについて互いの意見を交換し、高齢者の暮らしやすい地域づくりのためのネットワークを構築し地域包括ケアの実現を目指している。 事務局より参加の呼びかけをするものの参加については任意であり、会員の意識により参加しているため活発な意見交換がみられる。
⑥ 開始年度	平成23年度
⑦ 取組のこれまでの経緯	平成23年度より開催。23年度開催3回、24年度開催3回。現在に至る。
⑧ 主な利用者と人数	市内行政区長、民生委員、市内社会福祉法人、市内医療機関、社会福祉士会、介護保険サービス事業所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、名護警察署、名護市消防本部、市職員 等 参加人数：述べ256名（平成24年度）
⑨ 取組の実施主体及び関連する団体・組織	名護市介護長寿課、名護市地域包括支援センター
⑩ 市区町村の関与（支援等）（※2）	主催、事務局
⑪ 国・都道府県の関与（支援等）（※3）	沖縄県北部保健所へ参加者として案内している
⑫ 取組の課題	○地域エリア会議（在宅介護支援センター受け持ち地域における小規模なネットワーク会議）や地域ケア会議への発展 ○今後のネットワーク会議の対象の発展（障害福祉、母子福祉等）
⑬ 今後の取組予定	全体のネットワーク会議を年3回開催予定 在宅介護支援センターによるエリアネットワーク会議の開催
⑭ その他	
⑮ 担当部署及び連絡先	名護市 市民福祉部 介護長寿課 高齢福祉係 及び名護市地域包括支援センター

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。



名護市地域支援ネットワーク会議規約

(名称)

第1条 本会は、名護市地域支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）と称する。

2 本会は、任意団体とする。

(目的)

第2条 本会は、地域の高齢者に関する課題の探索、整理、解決に向けて、会員相互の連携による方向性の確認や役割分担を図ることで、高齢者が安心して暮らせる環境の実現を目指すことを目的とする。

(業務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健・医療・福祉包括ケアシステム（以下「地域包括ケア」という。）の推進に関すること。
- (2) 高齢者等の介護予防及び自立支援にかかるサービス調整に関すること。
- (3) 認知症高齢者ケアの推進に関すること。
- (4) 援助困難事例の支援に関すること。
- (5) 高齢者虐待防止に関すること。
- (6) その他高齢者福祉の推進に関すること。

(組織)

第4条 本会は、次の団体等のうちから本会の目的に賛同する会員をもって組織する。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 医療機関
- (3) 北部福祉保健所
- (4) 社会福祉士会
- (5) 介護保険サービス事業所
- (6) 民生委員・児童委員協議会
- (7) 区長会
- (8) 福祉推進会
- (9) 名護警察署
- (10) 名護市消防本部
- (11) 名護市在宅介護支援センター
- (12) 名護市市民福祉部
- (13) 名護市地域包括支援センター
- (14) その他高齢者福祉に関係する団体

(役員)

第5条 本会に、会長を置く。

2 会長は、名護市地域包括支援センター長の職をもって充て、本会を代表し、総理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、年に3回定期会議を実施し、必要に応じて臨時会議を開催する。

2 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、名護市地域包括支援センターに置き、本会の庶務を処理する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。





名護市地域支援ネットワーク会議 開催までの流れ

課題募集案内送付(返信締切10日前)



課題募集締切(議題選定2~3日前)



課題・議題・参加予定者選定(送付準備3日前)



送付準備・起案等(案内送付3日前)



参加案内送付(返信締切10日前)



参加可否返信締切(開催日1週間前)



開催日当日

